

重要事項説明書

医療法人社団康生会

高松大林病院 介護医療院

高松大林病院介護医療院重要事項説明書

施設サービス提供開始に当たり、当事業所が説明すべき事項は次の通りです。

1 運営法人

法人名	医療法人社団 康生会
法人所在地	高松市番町 1 丁目 10 番 3 号
電話番号	0 8 7 - 8 6 2 - 1 2 3 1
代表者	理事長 大林 直嗣
設立年月日	平成 7 年 7 月 1 日

2 施設の概要

施設の種類	介護医療院			
施設の名称	医療法人社団康生会 高松大林病院介護医療院 (指定第 37B0100035 号)			
施設の所在地	高松市番町 1 丁目 10 番 3 号			
連絡先	電話 : 087-862-1231 FAX : 087-834-4636			
管理者氏名	大林 直嗣			
指定年月日	令和 6 年 2 月 1 日			
施設の形態	従来型 定員 27 人			
併設事業	高松大林病院			
建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上 6 階建			
延べ床面積	2345,79 m ²			
設備関係	療養室	室数	定員	備考
	個室	7 室	7 人	
	二人部屋	4 室	8 人	
	四人部屋	3 室	1 2 人	
	合計	1 4 室	2 7 人	
	診察室	1 室	1 階に設置	
	機能訓練室	1 室	(兼用)	
	食堂	1 室	5 階ダイルーム (兼用)	
	レクリエーション室	1 室	5 階ダイルーム (兼用)	
	洗面所	—		
	便所	—		
	詰所	2 室	3 階 5 階 (兼用)	
	一般浴室	1 室		
	特殊浴室	1 室		

3 運営の目的

介護医療院とは、日常的な医学管理や、ターミナルケア等の医療機能と、機能訓練や介護、生活支援の機能を併せ持った施設です。長期にわたり療養が必要な入所者に対して、「必要な医療」と「日常生活上の支援」の提供を目的とします。

4 運営の方針

長期にわたる療養を必要とする入所者に対し、施設サービス計画書に基づいて、療養上の管理、医学的管理下における看護、介護、機能訓練、その他必要な医療を行うことにより、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入所者に寄り添った医療介護サービスに努めます。

5 従業者の職種・員数・勤務体制及び業務の内容

(1) 従業者の職種・員数・勤務体制（介護医療院のみ）

職種	常勤換算 人数	常勤・非常勤の別 (実人数)		勤務体制（主な勤務時間）
管理者 (兼務)	1	常勤	1	9:00～18:00
		非常勤		
医師 (兼務)	1	常勤	1	9:00～18:00
		非常勤		
薬剤師 (兼務)	1	常勤	1	9:00～18:00
		非常勤		
看護職員	4.5	常勤	4	0:00～23:59
		非常勤	1	0:00～23:59
介護職員	7.0	常勤	6	0:00～23:59
		非常勤	2	0:00～23:59
管理栄養士 (兼務)	1	常勤	1	9:00～18:00
		非常勤		
介護支援専門員 (兼務)	2	常勤	2	9:00～18:00
		非常勤		
理学療法士	1	常勤	1	9:00～17:00
		非常勤		
診療放射線技師	0.2	非常勤	1	9:00～13:00
その他職員		常勤		

看護、介護職員の勤務体制は入所者6名に対し、1名の看護師、また入所者4名に対し、1名の介護職員となっています。夜勤は看護職員2名、介護職員1名で行ないます。

(2) 従業者の業務の内容

職種	職務の内容
医師 (管理者と兼務)	施設の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。
薬剤師	医師の指示に基づき、調剤、薬剤管理及び服薬指導を行う。
看護職員	医師の診療補助及び、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護。
介護職員	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
管理栄養士	医師の指示に基づき必要な栄養管理及び栄養指導を行う。
介護支援専門員	施設サービス計画の作成に関する業務に当たる。
理学療法士	医師の指示を受けて機能訓練の計画作成、提供。
診療放射線技師	医師の指示を受けて放射線を使った画像検査を行う。
その他職員	事務等、その他業務を行う。

6 施設サービスの概要

サービスの種類	サービス内容
食事	管理栄養士が栄養管理を行い、適切な栄養量、内容の食事を提供します。出来るだけ離床して、適切な方法による食事の自立について必要な支援を行います。
排泄援助	排泄の自立を促す為、利用者の身体能力を最大限利用した援助を行います。または適時適切なオムツ交換を行います。
口腔ケア	心身の状況に応じて、1回／日以上適切な方法による必要な口腔ケアの援助を行います。
入浴・清拭	入浴又は清拭を週2回以上行います。利用者の体調等により当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振替にて対応します。
シーツ交換	週1回以上行います。
洗濯	外部業者委託、もしくはご自宅でお洗濯をお願いします。
行政手続き代行	要介護認定申請など行政機関に対する手続きが必要な場合は、利用者及び家族の状況により代わりに行います。
健康管理	医師や看護職員が健康管理を行います。
リハビリテーション	心身の諸機能の維持改善を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリを行います。
理・美容サービス	出張理美容サービスをご利用いただけます。
相談及び援助	相談には誠意をもって対応し、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
その他自立への支援	体調に応じて活動の機会を得られるように支援します。 (実費料金を頂くものもあります。)

7 サービス利用料その他の費用の額

(1) 基本サービス費

介護保険給付サービスを利用する場合は、1日あたり下記の自己負担額をお支払い頂きます。()は個室を利用された場合の金額。

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス費	8,446 円 (7,310 円)	9,562 円 (8,436 円)	11,985 円 (10,849 円)	13,009 円 (11,884 円)	13,942 円 (12,806 円)
自己負担額 (1 割として)	845 円 (731 円)	957 円 (844 円)	1,199 円 (1,085 円)	1,301 円 (1,189 円)	1,395 円 (1,281 円)

(2) 加算について

※施設の体制変更などにより、加算内容を変更する場合があります。

下記の料金（目安）と相違があることをご留意下さい。

(同意を得て実施した場合、下記の金額の1割が自己負担となります。)

種類	内容	利用料金
栄養ケアマネジメントの実施	利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う場合	基本サービス費に含む
高齢者虐待防止措置実施	虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めた場合	基本サービス費に含む
業務継続計画策定	業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施を行う場合	基本サービス費に含む
療養環境減算 (I)	療養室に隣接する廊下幅が、内法による測定で、 1. 8m未満の場合に減算	253 円/日減算
夜間勤務等看護加算	夜勤の看護職員又は介護職員の配置が 15 : 1 以上かつ 2 人以上の場合に加算	141 円/1 日
外泊時費用	利用者に対して居宅における外泊を認めた場合、 所定単位数に代えて算定	3,670 円/1 日 (1 カ月に 6 日まで)
他科受診時費用	利用者に対して専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、所定単位数に代えて算定	3,670 円/1 日 (1 カ月に 4 日まで)
初期加算	入所した当初には、施設での生活に慣れる為に様々な支援を必要とすることから算定。 過去 3 カ月間に入所したことがない場合	304 円/1 日 入所日から 30 日間
退所前連携加算	居宅介護支援事業者に対して、診療状況を文書で情報提供し、居宅サービスの調整を連携して行った場合	5,070 円/1 日 (1 人につき 1 回)
療養食加算	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合	60 円/1 食 (1 日 3 食を限度)

種類	内容	利用料金
緊急時治療管理	利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合	5,252 円／1 日 1 ヶ月に 1 回、連続する 3 日間
特定治療	やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合	医科診療報酬点数表により算定する点数に 10 円を乗じた金額
安全対策体制加算	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	202 円／回 (入所時 1 回)
介護職員等処遇改善加算	介護職員の処遇改善を目的に基準に適合している施設が利用者に対しサービスを行った場合	所定単位数に 6.2%を乗じた単位数
感染対策指導管理	施設全体で感染対策を行っている場合	60 円/1 日
褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	施設全体で褥瘡対策を行っている場合及び、日常生活の自立度が低い方のみ	60 円/1 日
初期入所診療管理	入所に際し、医師・看護師・その他必要に応じた関係職種が共同して診療計画を作成し、利用者又は家族の方へ説明を行う。	2,500 円/1 回 診療方針に重要な変更があった場合は 2 回
医学情報提供	担当医師より、退所時に病院または診療所へ紹介文書を記入した場合	病院 2,200 円/1 日 診療所 2,900 円/1 日
理学療法（Ⅱ）	利用者に対して理学療法を個別に行った場合	730 円/1 日
摂食機能療法	摂食機能障害を有する利用者に対し、30 分以上嚥下訓練を行った場合	2,080 円/1 日 (月に 4 回限度)
短期集中リハビリテーション	個別のリハビリテーション計画の算定策の一連のプロセスを実施するとともに、他職種協働による短期・集中的なリハビリを行った場合	2,400 円/1 日 (入所後 3 か月以内)
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	看護・介護職員の常勤の割合が 75%以上。	60 円/1 日
栄養マネジメント強化加算	利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて他職種協働により栄養ケアマネジメントが行われた場合	111 円/1 日
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	利用者ごとの心身・疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出しており、サービスの提供にあたって適切かつ有効に必要な情報を活用している場合	608 円/月
試行的退所サービス費	退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合。	8,112 円/1 日 (月 6 日限度)

種類	内容	利用料金
再入所時栄養連携加算	再入所時、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため会議を行い、定期的に食事観察を行い栄養リスクの評価を行った場合	2,028 円/1 回
退所時指導加算	入所期間が 1 カ月を超える利用者が退所し、その居宅において療養を継続する場合、退所時に利用者及び家族に、退所後の療養上の指導を行った場合	4,056 円/1 日 (1 人につき 1 回)
退所時情報提供加算 (I)	退所後の主治医 (社会福祉施設) に対して、利用者の診療状況を文書で紹介を行った場合	5,070 円/1 日 (1 人につき 1 回)
訪問看護指示加算	在宅で訪問看護を受ける場合に、訪問看護ステーションに対して医師の指示書を発行した場合	3,042 円/1 回
経口移行加算	経管により食事を摂取する利用者について、経口摂取を進める為に、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合	283 円/1 日 (180 日を限度)
経口維持加算 (I)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方を対象とし、経口による食事摂取を維持できた場合	4,056 円/1 月 (6 ヶ月を限度)
在宅復帰支援機能加算	退所後、住み慣れた在宅での生活に復帰できるように、本人や家族の意思を尊重しながら居宅支援事業所と施設サービスの担当者が連携し、情報提供しあい支援を行われた場合	101 円/1 日
認知症専門ケア加算 (I)	日常生活の自立度が低い方に対して、専門的な認知症ケアを行った場合	30 円/1 日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理状況が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが必要と判断し、入所となった場合	2,028 円/1 日 (入所日から 7 日間)
排せつ支援加算 (I)	排泄に介護を要する利用者のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる介護状態を軽減できると医師、または適宜医師と連携した看護師が判断し利用者もそれを希望する場合	104 円/1 日
自立支援促進加算	医師が利用者ごとに支援、特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに少なくとも 3 月に 1 回見直しを行い自立支援にかかる支援計画等の策定等に参加し、少なくとも 3 月に 1 回入所者ごとに支援計画を見直している。CHASE へのデータ提出とフィードバックの活用	2,839 円/1 日

種類	内容	利用料金
認知症短期集中 リハビリテーション	認知症であると医師が判断した方であって、個別のリハビリテーション計画の算定策の一連のプロセスを実施するとともに、他職種協働による短期・集中的なリハビリを行った場合	2,400 円/1 日 (入所後 3 か月以内・ 1 週に 3 回まで)

※サービス利用に係る自己負担（月額）は利用者の所得により区分され、

第 1 段階 15,000 円、第 2 段階 15,000 円、第 3 段階 24,600 円、第 4 段階 44,000 円、第 5 段階 93,000 円、第 6 段階 140,100 円を超えた分については高額介護サービス費として自治体への払い戻しの申請が必要です。

（３）居住費・食費

介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときの利用料額は市区町村から交付された負担割合（１割または２割もしくは３割）に基づいた支払いと、居住費と食費に関しては自己負担分とし基準額（別表１）をお支払い頂きます。尚、市町村民税が非課税の世帯においては、各々保険者に申請をし、認定された場合、施設に介護保険負担限度額認定証を提示することにより厚生大臣の定める居住費および食費の負担限度額（別表２）によりお支払い頂きます。

（別表１）基準額（第四段階）

部屋区分	居住費用／１日	食費／１日
個室	1,728 円	1,445 円
多床室（二人部屋、四人部屋）	437 円	

（別表２）所得階層ごとの自己負担上限額

	居住費用／１日 (個室の場合)	居住費用／１日 (多床室の場合)	食費／１日
第一段階	550 円	0 円	300 円
第二段階	550 円	430 円	390 円
第三段階①	1,370 円	430 円	680 円
第三段階②	1,470 円	430 円	1,420 円

また、次に掲げる費用の額の支払いを請求致します。

- （４）利用者の希望により特別の療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

部屋番号	特別の療養室費用/1日（消費税別）
411, 412, 413, 415	1,800 円
501	2,400 円
402, 403	2,600 円
405	2,800 円
406	3,800 円
407	3,900 円

（５）利用者の希望により特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（６）その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

品名	費用（消費税込）
電気代	124 円/1 日
T V リース	35 円/1 日
日常生活に必要な物	実費
理容費	実費

（７）日常的な医療とは別に必要となった特別な医療については、医療保険の対象となりますので、医療保険における自己負担額をお支払いいただきます。

8 施設の利用に当たっての留意事項

利用者が介護医療院サービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとします。

- （１）利用者は施設の規律を守り、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはいけません。
- （２）利用者は施設の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱い要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意して下さい。
- （３）利用者は火気の取扱いに注意しなければいけません。
- （４）利用者は施設の安全衛生を害する行為をしないで下さい。
- （５）その他は入院案内をご覧ください。

9 緊急時の対応

介護医療院医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

10 非常災害対策

消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施します。

- （１）非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成します。
- （２）非常災害に備え、少なくとも１年に２回は避難、救出その他必要な訓練等

を実施します。

(3) 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督・管理について責任者を定めます。

(4) 消防設備、施設等の点検及び整備・その他防火管理上必要な業務を行います。

1 1 事故発生時の対応

(1) 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また事故の原因を解明し、再発防止に努めます。

(2) 施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、施設の責めに帰さない事由による場合はこの限りではありません。

1 2 衛生管理等

施設は、利用者の使用する施設、食器その他の整備並びに食材、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

(1) 施設は感染症が発生した場合、蔓延しないように必要な措置を講じます。

(2) 施設は職員の清潔の保持及び健康状態について管理を行います。

1 3 身体拘束の原則禁止

介護保険法令の趣旨に沿って利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害など、緊急やむを得ない場合以外、身体拘束は行わないことを原則とします。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は御家族に、内容、期間、改善に向けた取り組みを説明の上、同意を得て開始します。又、専用の用紙を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由等を記録し早期解除に向けて検討する会議を随時開催します。

1 4 虐待防止に関する事項

施設は、利用者の人権擁護・虐待防止等のために、必要な措置を講じています。

(1) 施設における虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員、その他の従業者に周知徹底を図ります。

(2) 施設における虐待防止の為の指針を整備します。

(3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的に（年2回以上）実施します。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を決めます。

1 5 個人情報使用における同意について

介護サービスの提供を行った際に施設が知り得た利用者本人、ご家族等の個人情報

報について、利用者又は家族の同意を得て下記の通り必要最小限で使用するものとします。

(1) 使用目的

利用者のためのケアプランに沿って円滑に介護保険サービスを提供するために実施される市町、介護保険事業所等への情報提供
適切な療養のための医療機関等への連絡調整において必要な情報提供

(2) 使用期間

当施設入所契約期間中

(3) 条件

個人情報の使用は必要最小限とし、使用にあたっては関係者以外に漏れることの無いよう細心の注意を払います。また個人情報を使用した会議、打ち合わせは内容を記録することとします。

(4) その他

契約期間終了後、また職員の退職後も同様の取り扱いとします。

1 6 入所時のリスクについて

当施設では、利用者が快適な生活が送れますように原則身体拘束をしない事、自立した生活を妨げないこと等に十分配慮しながら安全な環境作りに努めてまいりますが利用者の自立した活動・行動、心身の状況や病気などが原因となり、下記事項がある事をご理解ください。

知っておいてほしいこと

- ・利用者の自立した活動・行動等により、転落・転倒による事故の可能性があります。
- ・歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷の恐れがあります。
- ・高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ・高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離が出来やすい状態にあります。
- ・高齢者の血管はもろく軽度の打撲であっても皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ・加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ・年齢に関係なく、心臓や脳の疾患により、急激に容体が悪化する場合があります。
- ・利用者の全身状態が急に悪化した場合、当施設の医師の判断で、緊急に専門的な医療機関に搬送を行うことがあります。

1 7 相談、苦情処理窓口

当施設における苦情やご相談は下記の専用窓口で受付します。

(1) 苦情窓口受付

介護支援専門員 鎌田 佳子

介護支援専門員 大浦 恵

受付時間 毎週月曜日から金曜日 9時から18時まで

電話番号 087-862-1231

(2) 高松市役所介護保険課 電話番号 087-839-2326

香川県国民健康保険団体連合会 電話番号 087-822-7431

1.8 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題について、第三者の観点から評価を行います。

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	

以上

令和 年 月 日

介護医療院サービスの提供にあたり、本書面に基づいて重要事項説明を行いました。

高松大林病院 介護医療院

介護支援専門員 鎌田 佳子 印

本書面に基づいて事業者から重要事項説明を受け、介護医療院サービス（居住費、食費の自己負担分・特別の療養室費用・日常生活における実費分含む）の提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

身元引受人住所

氏名 印

(続柄)